

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 6 年 8 月 16 日 策定

横浜市地域公共交通バリア解消促進等事業バス部門協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称					
視覚障害者の利用に配慮した視覚障害者誘導用ブロック整備事業計画					
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性					
障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに対応できる移動環境としての公共交通インフラの実現を通じて、広く社会活動を支える有効な基盤となることを念頭に置いた移動等円滑化の促進が望まれる。 このため、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むための交通手段が必要不可欠であり、交通分野でのバリアを取り除き、誰もが円滑に移動できる交通環境を整備することが必要である。 横浜エリアにおける総合的な高速バスターミナルである横浜シティ・エア・ターミナルは年間利用者数が約 262 万人であり、空港アクセスや中長距離線など多方面への交通結節点となっていることから、視覚障害者誘導用ブロックの整備を速やかに実施する必要がある。					
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果					
(1) 事業の目標					
令和 7 年 2 月末までに、横浜シティ・エア・ターミナルで JIS 規格に対応した視覚障害者誘導用ブロックへ更新し、より一層のバリアフリー化を図る。					
(2) 事業の効果					
誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮することで、視覚障害者の移動及び利用に係る安全性の向上が図られる。 また、公共交通機関の利用環境が改善されることで移動の円滑化が図られるとともに、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。					
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者					
事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）					
・視覚障害者誘導用ブロックの整備（補助対象事業者：横浜シティ・エア・ターミナル株）					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 6 年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負 担割合	事業者負担 割合
視覚障害者 誘導用ブロッ ック整備事業	15,700 千円	5,233 千円	0 千円	0 千円	10,467 千円
	100%	33.3%	0%	0%	66.7%

6. 計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	令和6年度			
	4月	9月	12月	2月
視覚障害者誘導用ブロック 整備事業		交付決定日 以降着手 		2月28日 完了

7. 協議会の開催状況と主な議論
・令和6年7月22日 事業内容について協議。計画の概要について合意。 ・令和6年8月5日～令和6年8月11日 市民意見募集を実施。 ・令和6年8月16日 市民意見募集の結果を踏まえ、計画を確定。

8. 利用者等の意見の反映
・令和6年8月5日から令和6年8月11日まで横浜市のホームページにて本計画に関する意見を募集。意見は寄せられませんでした。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	横浜市（都市整備局、健康福祉局）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
交通事業者・交通施設管理者等	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
その他協議会が必要と認める者	一般社団法人 神奈川県バス協会

10. 軽微な変更の取扱いについて

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）横浜市中央区本町 6－50－10	（住 所）横浜市中区本町 6－50－10
（所 属）横浜市都市整備局都市交通課	（所 属）横浜市健康福祉局福祉保健課
（氏 名）秋山・賀川	（氏 名）田邊・柴田
（電 話）045－671－3512	（電 話）045－671－2387
（e-mail）tb-toshiko@city.yokohama.jp	（e-mail）kf-fukumachi@city.yokohama.jp